(i)　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、(a)の書類に代えて、次の(j)～(k)の書類を添付するものとする。

(j)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(k)　財務諸表類（直前２年度分）

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続き（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に競争参加資格の申請を行う者については、次の(l)～(n)の書類を合わせて添付するものとする。

(l)　更生手続等開始の決定書の写し

(m)　貸借対照表及び損益計算書

(n)　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

②　測量・建設コンサルタント

(a)　測量等実績調書

(b)　技術者経歴書

(c)　営業所一覧表

(d)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(e)　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

(f)　納税証明書その３等又はその写し

(g)　財務諸表類（直前２年度分）

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

②　添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

４　競争に参加することができない者

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　次の①から⑦までに該当すると認められる者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者で、その事実があった後２年を経過していない者

①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥　一般競争参加資格申請書（建設工事）若しくは添付書類または資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑦　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第１第１号の２に規定する審査基準日が一般競争参加資格の申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者

⑧　⑦に記載する審査を受けている者のうち、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知（但し、再審査も含め、平成20年４月１日付で改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知に限る。）を受けていない者

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記１の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。

⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記２の区分①に基づいて格付けをする。

⑶　競争に付そうとする契約の予定価格が、別記２②（別記２の⑴～⑶の②をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として資格審査において、別記２に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。

６　資格審査結果の通知　「等級決定通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間　平成25年４月１日以降の資格を付与した日から平成27年６月30日までとする。なお、平成25年３月31日まで付与している資格を平成25年６月30日まで有効とする。

８　その他　一の発注機関において、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。

別記１　申請場所

独立行政法人造幣局本局経理課契約担当

〒530―0043 大阪府大阪市北区天満１―１―79　電話06―6351―5463

別記２　業種別等級区分及び予定価格の範囲［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②予定価格の範囲］

⑴　総合建設工事

①　1,250点以上　：A
1,100点以上　1,250点未満：B
850点以上　1,100点未満：C
850点未満：D

②　Aは72,000万円以上
Bは30,000万円以上　72,000万円未満
Cは 6,000万円以上　30,000万円未満
Dは 6,000万円未満

⑵　総合建設工事以外の工事

①　900点以上　：A
700点以上　900点未満：B
700点未満：C

②　Aは1,500万円以上
Bは 500万円以上　1,500万円未満
Cは 500万円未満

⑶　測量・建設コンサルタント等

①　145点以上　：A
85点以上　145点未満：B
30点以上　85点未満：C

②　Aは1,000万円以上
Bは 350万円以上　1,000万円未満
Cは 350万円未満

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成25年１月30日

独立行政法人国立病院機構
岡山医療センター院長　東　　良平

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　33

○第 10603 号（No.10603）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　マルチスライスＣＴ　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成25年度第２・四半期

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　マルチスライスＣＴ

②　上記に付随する設置作業及び接続

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成25年３月18日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒701―1192 岡山県岡山市北区田益1711―１　独立行政法人国立病院機構岡山医療センター　企画課長　大熊　克美　電話086―294―9911　内線4430

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成25年１月30日から平成25年３月18日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : multi-detector row CT 1 Set

⑶　Type of the procurement : Purchase